

行政常任委員会会議録

平成 30 年 1 月 26 日（金曜日）

午前 10 時 30 分開議

5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- （１）平成 29 年中における火災、救急救助等の出勤状況について

2 財政課

- （１）分譲地の価格見直しについて

3 建設課

- （１）夕張市清水沢都市拠点複合施設整備事業説明会の開催について

4 保健福祉課

- （１）第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について
- （２）介護保険事業所の休止について
- （３）「生活支援サービス充実に向けたボランティア養成研修」の開催について

◎出席委員（8 名）

大 山 修 二 君

高 間 澄 子 君

本 田 靖 人 君

小 林 尚 文 君

今 川 和 哉 君

熊 谷 桂 子 君

君 島 孝 夫 君

千 葉 勝 君

◎欠席委員（0 名）

【委員長挨拶】

（大山委員長）

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。
理事者側からは、両理事のほか、説明員として課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。当初報告予定になかった産業振興課から急遽報告案件が発生したため、産業振興課を追加することとし、消防本部、財政課、建設課、保健福祉課、産業振興課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【消防本部】

1. 平成 29 年中における火災、救急救助等の出動状況について

(大山委員長)

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

(消防署長)

おはようございます。

平成 29 年中における火災、救急救助の出動状況について、ご報告いたします。

資料 1 をごらんください。

平成 29 年月別火災その他の状況です。網かけ部分が 29 年のものです。火災の発生件数は 5 件、建物火災が 3 件、車両火災が 1 件、その他が 1 件となっております。建物火災の 3 件のうち、部分焼が 2 件、ぼやが 1 件となっております。罹災世帯は 3 世帯、罹災人員は 5 人です。死傷者・負傷者は発生しておりません。焼損面積以下については表記のとおりとなっております。

続きまして、救急救助等の出動状況を報告いたします。

裏面資料 2 をごらんください。

まず、救急ですが、平成 29 年度中に出動した件数は 527 件で、搬送人員は 474 人となっております。前年と比較すると、件数で 29 件、搬送人員で 33 人の減少となっております。

事故種別で見ますと、最も多いのが急病 327 件、293 人。次いで一般負傷 91 件、84 人でした。

傷病程度別で見ますと、死亡が 15 人、重症 68 人、中等症 214 人、軽症が 177 人で、前年と比較すると死亡、中等症が増加、重症、軽症が減少しており

ます。

続いて、救助の出動状況です。件数が 2 件、搬送人員が 1 人となっております。内訳は、交通事故 1 件、その他の事故が 1 件となっております。

続きまして、ドクターヘリの状況です。要請件数が 25 件、搬送人員が 13 名となっております。前年と比較すると、4 件の減少となっております。

なお、搬送人員 13 人となっておりますが、要請の引いたところの 12 件が不搬送となっております。そのうち、理由といたしましては天候不良によるフライト不可が 9 件、次いでフライトドクターの判断で救急車で陸送となったものが 3 件となっております。

消防からの報告は以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

資料 2 について、お願いします。

救急のところで、一番上の欄ですけれども、救急事項種別のところでその他のところに転院搬送、医師搬送、資器材等搬送、その他というふうになっているのですけれども、このその他というのが具体的にどういったものなのか、お願いします。

(消防署長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えいたします。

その他のその他ということですが、通常の火災から救急に分類されない、いわゆるこの分類されるのはドクターの診断書に基づいてするのですけれども、その中でも入らないのが、めったにないのですけれども、通常分娩、普通の分娩は病気ではないとか、あとお酒を飲んで酔っ払っている方も要請があって運ぶのですけれども、ドクターはそれについての診断名を出さないものですから、そういったことが入るといのがその他となっております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【財政課】

1. 分譲地の価格見直しについて

(大山委員長)

それでは財政課より報告を受けてまいります。

(財政課長)

おはようございます。財政課からは分譲地の価格見直しについて、報告させていただきます。

レジュメにつきましては、主幹のほうからさせていただきます。

(主幹)

おはようございます。

資料 1、分譲地の価格の見直しについて、説明いたします。

本件につきましては、本町地区のグリーンステージ鹿の谷、清水沢地区のファミリータウン陽光及びレールサイドタウンの 3 分譲地について、分譲地売却要綱の規定に基づき、経済情勢等を勘案して分譲価格の見直しを行い、分譲地売却の促進を図るものであります。

3 分譲地の価格設定につきましては、平成 23 年 12 月の地域住宅のあり方検討委員会報告書に基づき、平成 24 年度にグリーンステージ鹿の谷及びファミリータウン陽光を、平成 25 年度にはレールサイドタウンの分譲価格の見直しを実施しております。

その結果、グリーンステージ鹿の谷は 5 区画、ファミリータウン陽光は 3 区画、レールサイドタウンの 1 区画の計 9 区画の売却が成立しております。しかしながら、依然として 3 分譲地の未売却区画数は 67 区画となっていることから、新たな財政再生計画のもと、さらなる収入確保と定住促進のための施策を講じる必要があるものと考えております。

本市の地価の状況につきましては、北海道が毎年公表する地価調査結果によりますと、平成 25 年度以降、毎年 4 から 6% の範囲で下落傾向にあるということになります。そのことから、分譲地の価格につきましても、その状況を反映させることが妥当であると判断し、平成 26 年度以降見直しを行っていなかった分譲価格について、平成 30 年 1 月 1 日現在において実施される固定資産評価替えに合わせ、不動産鑑定士が策定する不動産価格意見書を参考に価格見直しをすることといたしました。

なお、不動産価格意見書については、長年本市の固定資産評価業務に携わり、本市の土地評価に精通する不動産鑑定士が現行の地価価格等を勘案した上で作成したものであり、分譲地価格見直しによる価格の引き下げ割合は、グリーンステージ鹿の谷が平均 22.4%、ファミリータウン陽光は平均 17.8%、

レールサイドタウンは平均 26%となり、全体では平均 19.8%の引き下げ割合となります。

本件につきましては、さきに申し上げたとおり、固定資産評価替えの基準日である平成 30 年 1 月 1 日に合わせたものであるという状況を勘案し、分譲地の購入検討者に対して、購入に当たっての重要な判断材料である分譲価格を早急に示すことが必要と考え、2 月 1 日木曜日から実施することとし、広報 ゆうぱり 2 月号及び市ホームページにおいて周知を行うものいたします。

なお、購入申し込みは先着順となりますので、広報配布のおくれ等による不利益が生じないように、一定の周知期間を設けることとし、受け付け開始を 2 月 7 日水曜日といたします。

また、本市が推進する新築住宅補助制度等の住宅施策と合わせた効果的な啓発による売却促進についても、平成 30 年度以降、実施を検討してまいります。

以上で説明を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。

(小林委員)

ただいまの説明をいただきました。これについて何点か確認させていただきますけれども、当然価格を見直すということについては、今までの価格とこれからの価格ということになります。それで、今まで購入された方、それから今後、当然今の説明だとこれからも促進していかなければならないということで、一定程度今まで購入された方の理解も得られる下げ幅のパーセントであるということで、よろしいですね。当然、やはり余り下げすぎると、今まで買われた方が「詐欺ではないか」という話になるだろうけれども、そういう部分ではない、こういう形の中でこれから進めていくためには一定程度、それらを含めての理解をいただけるという部分での算定でよろしいのですよね。

(主幹)

小林委員のご質問にお答えいたします。

今回の引き下げにつきましては、あくまでも地価の下落状況というのを反映しておりますので、こちらについては既にお買われたお客様についても固定資産税の評価の基準額が下落するというので、その方々にとってもメリットはあります。そういった範囲での価格の見直しということでありますので、特段これまでお買い上げいただいたお客様に対して説明等は考えておりませんけれども、我々としては妥当な金額だと判断しております。

以上です。

(小林委員)

大変わかりやすい説明、ありがとうございました。

今後とも、これらについては促進していただきたいことと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

先ほど、今新規購入の方たちに向けたさまざまな施策も一緒にというお話があったのですが、方法的にはチラシとか、それからホームページとかいろいろあると思うのですが、どんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

(主幹)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

具体的な方法につきましては、説明の中でもお話ししたとおり新築住宅の補助、こういったものが一番新築の分譲地にふさわしい方法であるということまでは考えておりますけれども、具体的にどのような方法でということろはまだ詰めておりません。

ただ、広報ゆうばりと市のホームページ。ホームページに分譲地の価格を載せておりますけれども、それをごらんになった道内、道外の方から毎年一定程度、一人、二人とか問い合わせがありまして、直接市役所のほうに来られて我々もできる限り案内もしております。そういったことは継続していきながら、新年度、住宅の担当の係とどのような形で住宅施策を進めるかということについて検討してまいりたいと思います。

以上です。

(熊谷委員)

わかりました。

せっかくいい施策を打っているわけですから、ぜひ効果的なPRを考えていただきたいと思います。

そして、ホームページももちろんですが、ツイッターとかでもどんどん発信して、たくさんの方たちの目に触れるようにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

【建設課】

1. 夕張市清水沢都市拠点複合施設整備事業説明会の開催について

(大山委員長)

それでは、次に建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課より夕張市清水沢都市拠点複合施設整備事業説明会の開催について、ご説明させていただきます。

資料1をごらんください。

拠点複合施設、31年度供用開始を目指しているのですけれども、設計等がだいぶ固まってきましたので、住民説明会を開きたいという趣旨であります。

開催日時・場所につきましては、平成30年2月5日月曜日、18時から市民研修センターで全市民向けにやりたいというふうに考えております。

説明内容につきましては、今までご報告してきたように、どうしてこの施設を建てなければならないという事業経過、それと建設地をどうしてここに選んだかという建設地の説明、それとこのような建物だという基本設計について説明するというふうに考えております。

なお、議員に以前よりご指摘を受けております南清水沢町内会の関係ですけれども、連合町内会のほうに別途説明会を開くということで調整しております。

以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

こちらの説明会で、説明後に参加者から質疑応答の時間など設ける予定はございますか。

(建設課長)

質疑は受ける予定をしております。

(今川委員)

続いて、この説明会を開催することについての周知の方法など、決まっておりますらお願いします。

(建設課長)

今川委員の質問にお答えいたします。

2月の広報に掲載ということで周知することにしております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林委員)

私のほうはちょっと確認させていただきたいのですけれども、これらについて当然課長は行かれて説明されると思うのですけれども、ほかにそれぞれ市の方として、行政側の方としてどのような方々が説明員になられるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

(建設課長)

小林委員のご質問にお答えいたします。

まず、説明の中心は建設課と、当然行いまして、それと交通に係るということで企画課、それと診療所の清水沢ということもありますので保健福祉課も参加するという予定をしております。

(小林委員)

たぶん町内会さんのほうは別途ということですが、これが一定程度広く市民に来ていただいてということになると思うのです。当然、その部分で想定される質問なり想定外の質問も、多分広く参集していただくと、そういう部分もあろうかと思えますけれども、それについても今の担当課で対応できるということで、理解してよろしいですね。

(建設課長)

これらの事業が市として密接に絡んでいるということもありますので、広くいろいろ質問が出た場合も対応できるようにという体制でやりたいというふうに考えています。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【保健福祉課】

1. 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について
2. 介護保険事業所の休止について
3. 「生活支援サービス充実に向けたボランティア養成研修」の開催について

(大山委員長)

それでは、次に保健福祉課から報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

1番、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について、説明したいと思います。

さきに開催された行政常任委員会の中で、7月19日に開催した介護保険運営協議会の開催概要について説明をし、さらにこの中で今後のスケジュール、高齢者生活実態調査の速報値、代替介護実態調査報告書について説明したところでございます。その後、1月24日に開催した、この協議会を踏まえて策定した素案に係るパブリックコメントを実施いたします。

資料1をごらんください。

本計画の策定に当たり、市民の意見を反映させるため、高齢者が自立した生活を営むために必要な保健福祉・介護サービスや相談支援等を提供するため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

対象者は、市内に在住・在勤・在学している方、市内で事業を営む方（または法人等）。

期間は、1月26日から2月15日まで。

閲覧の場所は、保健福祉課介護保険係、南支所、またはホームページというふうになっています。

提出先は、保健福祉課介護保険係。

提出の方法は、持参、郵送、ファクス、電子メール等を想定しています。

計画の内容は別紙のとおりです。資料1—2をごらんください。

それが抜粋版になるのですが、素案の中には計画策定の趣旨ですとか、計画策定の法的位置づけ、ほかの計画との関係、計画の期間、計画策定の方法、総人口・高齢者人口等を初め、6の重点課題については、例えば地域包括ケアシステムの進化・推進ということで、介護予防・重症化防止の推進、生活支援・介護予防サービス基盤の推進、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策と権利擁護の推進、高齢者の居住安定に係る政策との連携が記載されています。参考にさせていただきたいと思います。

続いて、介護保険事業所の休止について報告をいたします。資料2をごらんください。

介護保険事業所の休止について。

事業所名、清水沢1丁目60番地のグループホーム夕張サザンクロスになります。

サービスの種類は、認知症対応型共同生活介護になります。

休止年月日は、平成29年12月8日です。

休止の理由は、経営上の理由ということになっております。

資料2については終わります。

続いて、資料3、生活支援サービス充実に向けたボランティア養成研修の開催についてでございます。

資料3をごらんください。

高齢化率が50%を超え、高齢者の単身世帯の増加や社会的孤立が課題となる中、高齢者がいつまでも地域で安心して暮らせるよう、高齢者への生活支援や介護予防につながる取り組みを目指し、市民ボランティアの養成を図るとともに、地域での支え合いや助け合いによる互助の役割や必要性を広く醸成し、ひいては地域包括ケアシステム構築のきっかけをつくるため、次のとおり研修会を開催します。

内容として、3日間を考えています。初日は夕張市老人福祉会館で地域住民運動に関する講義を行います。二日目は2月6日、市内の施設2カ所で利用者理解のための体験実習を行いたいと考えています。三日目、2月7日、市役所の4階会議室において、その振り返り等を座学で行いたいと考えてございます。

主催は、豊生会と夕張市。

対象者は、高齢者の生活支援等に係るボランティア活動に関心がある方。

参加費は無料。

定員は30名ぐらいを想定しているのですが、定員に達した場合は受け付けを終了します。

募集方法としましては、夕張市社会福祉協議会の協力のもと、夕張市ボランティアセンターを通じて、そこの登録されている方々、広く周知を行いたいと考えています。

申込先は、保健福祉課包括支援係または介護保険係となっております。

この養成研修を通じて、高齢化が著しく夕張は進んでいるのですけれども、介護保険サービスがあります。サービス利用者が今後もふえていくと思うのですが、こうした制度を効果的に推進していくためには、やはり夕張といえども支え合い、助け合いとか、人と人とのつながりというか、そういうものを広く市民の皆さんにご理解いただいて、こういう制度を地域包括ケアシステム構築のきっかけをつくっていきたいと考えています。

保健福祉課からは以上になります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。

(本田委員)

資料3、生活支援サービス充実に向けたボランティア養成研修、最後に説明

いただいた部分なのですが、主催に豊生会さんが入っているのですが、この養成研修を開催しようと、非常にいい研修だと思えるのですが、この研修会をやろうということで、発案されたのは市なのでしょうか。それとも豊生会さんでしょうか。

（保健福祉課長）

日ごろから豊生会さんとは定例的にケアカンファレンスの機会ですとか、そういう機会がありますので、そういうときにこういう意見が出て、両方主催で一度やってみようかという話になりました。

（大山委員長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（千葉委員）

今の研修会の件なのですが、なかなかこれは場所的に参加がしづらい方もいると思うのですが、趣旨から行くと地域での支え合い、助け合い、そういうような研修でありますので、もっときめ細かに地域でやっていただく計画等あるのかどうか。

（保健福祉課長）

千葉委員のご質問にお答えします。

地域包括ケアシステムの構築ということで、この構築にはなかなか一気に、時間も手間もかかるということで、まずはこういったものが夕張のこの地域の中で必要になってくるのか、参加される市民の皆さんですとか、あとこの協力いただく施設の方々のご意見を聞きながら、そこで夕張にとって今何が必要なのか、それを整理していけば効果的に進められるのではないかと考えています。まず、何か市で決めて、それをまずやるというのではなくて、まず市民の皆さんの意見を聞いて進めていく、時間をかけてやっていきたいと考えております。

（大山委員長）

よろしいですか。

ほかに。

（今川委員）

資料2の介護保険事業所の休止についてなのですが、こちらの休止事業所の入居者様の移転・引っ越しなどは問題なくなされているのかどうか、お願いします。

（保健福祉課長）

こちらの入居者様については、ここの関連の施設に問題なく移動されていると聞いています。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

1番目の7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案についてということなのですが、市民の皆さんの一番の関心事は、介護保険料がどんなふうになっていくのかということだと思うのです。それで、それはいつごろ決まるのか、そしてこれまでと比較して下がるということはないのかなと思うのですが、幾らということとは多分まだあれだと思うのですけれども、どの程度変わってくるのか、割合ぐらいいでももしわかればお願いしたいと思うのですけれども。

(保健福祉課長)

熊谷委員のご質問にお答えします。

現在、第6期の実績を踏まえて第7期介護保険事業に係るサービスの量や利用人員などについて、推計している段階です。適正に推計できるように時間をかけてやっているところなのですが、今後決まり次第、できる限り早目に議会を通じて報告していきたいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

今できる限り早目ということだったのですけれども、この後3月議会があるわけですが、それまでには出てくるということですか。それとも年を越えて年度途中とか。

(保健福祉課長)

今後、協議会もありますが、以前、行政常任委員会でもスケジュールをお示ししているのですが、今後、予定ですが2月21日ごろ、介護保険運営協議会を開きますので、それが大きな節目になってきますので、それから報告していきたいと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。

資料の1―1の関係で、今それぞれ確認、質問もありまして、それぞれご答弁いただいているところなのですが、その中で2月21日に運営協議会、ご予約をされているということなのですね。ということになりますと、パ

ブリックコメントの期間は2月15日で終了します、それで熊谷議員のほうからお話ありましたように、例えば保険料に関していわゆるパブリックコメントとれる時期ではないというような設定になってしまうのですが、このあたりの、今推計中ということであるのですけれども、大体税だとか料が下がる分には余り市民の皆さんも意見がないというところだと思うのですけれども、例えば今後それが上昇する可能性があるということになった場合に、そのパブリックコメントの実施にかえて何か対応というのは、現段階ではお考えかどうか。

(保健福祉課長)

介護保険料については、先ほど申し上げたとおり現在適正に推計中ということで、幾らぐらいかということは現段階では申し上げる段階にはないのですが、パブリックコメントは期間を設けていまして、それを終わってからということに残念ながらなるのですが、今後市民の皆さんの意見というのは必要だと思っていますので、議会を通じてきちんと報告していきたいと思っています。

(大山委員長)

よろしいですか。

(議長)

わかりました。

それで、改めて確認ですが、この2月21日の運営協議会では当然保険料についてもお示ししてというか、諮るという手続になりますよね。

(保健福祉課長)

予定ではありますが、この日に案ということでお示ししたいと思っています。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保険福祉課を終わります。

【産業振興課】

1. 株式会社ユーパロの破産手続の開始について

(大山委員長)

それでは、次に産業振興課から報告を受けてまいります。

(産業振興課長)

それでは、私からは1点、株式会社ユーパロの破産手続の開始について、口頭でご報告をさせていただきます。

本日の新聞報道でもありましたとおり、ユーパロの湯の現地法人であります、株式会社ユーパロの破産手続が平成30年1月22日午前10時30分に開始されましたことを、ご報告させていただきます。

この件につきましては、市に対しましても破産管財人である弁護士から24日に連絡があったところであります。つきましては、本日ユーパロの湯におきまして、破産管財人と株式会社ユーパロ及び市の担当課において、財産の確認を行うこととなっております。

また、指定管理者であります株式会社バトナの代表者と昨日面談を行い、株式会社バトナからは経営状況の悪化等のため、管理業務を継続することが困難であるということから、1月末日をもって指定管理を返上したい旨の協議書が昨日提出されたところであります。

今後につきましては、指定管理者の取り消しにつきまして、必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは報告に対する質疑を受けてまいります。

よろしいですか。

(高間委員)

破産の手続が開始されたということなのですけれども、指定管理で契約が解除されるときには現状復帰とかという、こういうこともあるかなというふうに思うのです。いい部分でこういうのを書いてくれた分には言う必要もないのだけれども、例えばバトナさんの場合、温泉の床を上げたりとか外のあれを狭くしたりとか、そういう部分というのは現状復帰というか、なるのか、またそのままなのか。これからのことなのだろうけれども、そういう部分も市としては相手方に要求していくのかどうなのかということ。

(産業振興課長)

高間委員のご質問にお答えをさせていただきます。

協定書上、現状復帰が基本ということになっております。しかし、今回、指定管理者につきましても、現状経営の悪化ということで会社自体が動いている状況ではないということと、債務がかなりかかるようだという事をお話は聞いております。それとあわせて、現地法人の株式会社ユーパロにつきましても、破産手続開始ということもありまして、実際のところ、もとの戻す

ということは非常に厳しい状況ということですので、株式会社バトナ様からは現状で返上したいというお話をいただいております。それについて、今後協議をしていくというような形になっております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林委員)

一つお伺いいたしますけれども、今までも報告でこの件に関しましては、前回は報告をいただいていたけれども、その中にも若干当然これも相手方、現在こういう形で手続を進められるということで、前回、その中で懸念される部分で私も多分質問したと思うのですが、当然これ指定管理で施設を動かしてやっていただいていたと、当然、今雪の季節でありますし、当然管理の部分、当然放置されている状態になっていて、定期的には行かれていますとは思いますが、今後これらについての、当然閉鎖されているものでありますから、その部分はどういう管理体制になっていくのかというのは、当然あるかと思っておりますので、その辺の見解がございましたら、お願いいたします。

(産業振興課長)

小林委員のご質問の答えをさせていただきます。

施設の冬期間の管理等につきましては、実際に今現状のままになっております。ただ、私たちも例えば屋根の雪が落ちるとか、そういう部分に関しましては株式会社ユーパロが現在あそこを管理できる状況ではないということから、排雪等は自分たちでやっております。この指定管理の返上を受けまして、市として指定管理を指定管理者の取り消しを行った時点で、市としてその部分に関しては対応するというようなことで、今考えています。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

温泉水のことなのですけれども、隣の高齢者施設への温泉水を送るようなことをしていたと思うのですが、今後については支障がないのか、どんなふうにしていくのか、お願いします。

(産業振興課長)

熊谷委員のご質問にお答えをいたします。

隣の老健施設への温泉水の給水につきましては、現状も行っておりまして何も問題もない状況になっております。ただ、電気代、それからその他もろもろの経費がかかってくる部分がありますので、それにつきましては財政課

と協議をして進めてまいりたいと考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(議長)

お疲れさまでございます。

ただいま、きょう追加ということでございましたが、ユーロパの湯の関係でご報告いただいたところですが、前回、常任委員会が12月の報告からということで考えると、ちょっと何点か確認をさせていただきたいと思うのですが。

まず、その手続としては指定管理の取り消しを行うことに基づいて、先方の連絡がとれないという状況の中で、それが効力を発するような手続を進めていくということで12月に説明をいただいたと思います。それからしますと、一つはバトナさんとは連絡がつくようになったということと、それからもう一つは手続としては確認なのですが、指定管理の取り消しという手続を進めるということにしていたが、連絡がつき返上したいという申し出というのでしょうか、あったので、今後その手続をどちらにするかをこれから協議することなのか、それとも指定管理の返上を受けるという方向なのかということについて、ちょっと補足の説明をお願いしたいと思います。

(産業振興課長)

議長の質問にお答えをさせていただきます。

前回、行政常任委員会で報告しましたときは、連絡とれない状況ということで、市としてこちらのほうから単純に指定を取り消すというようなやり方で考えていました。そうしますと、相手方に不利益処分というような形になりますので、もろもろ手続が煩雑になるというようなことでしたけれども、その後、株式会社ユーパロ、それから株式会社バトナ様とは連絡がとれる状況になりました。ということで、きのう、株式会社バトナ様代表者とお会いをさせていただいて、お話をさせていただいたところであります。

指定の取り消しにつきましては、協議書の提出のあるなしにかかわらず、指定の取り消しというようになります。ただ、こちらから一方的な取り消しになるのか、もしくは相手方から返上したい旨の協議書が上がってきたの返上かという違いということになります。

今回、株式会社バトナからは返上したい旨の協議書が提出をされておりますので、その返上を受けるような形で進めることにはなろうかと思っております。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで産業振興課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山 修 二 ㊟